

手話で電話をする「手話リンク」の導入について

主催	加古川市
日時	令和8年4月1日（水）
場所	—
内容	<p>令和8年4月から、聴覚や発話に困難のある方がパソコンやスマートフォンの画面を通じて、市ホームページ内の専用ボタン（「手話で電話」バナー）を押すと、手話通訳オペレータとのビデオ通話による手話を介して市役所の各課に問い合わせできるサービス「手話リンク」を導入しました。「手話リンク」は平日の午前9時から午後5時まで利用可能。手話リンクの導入により、来庁やファクス、電子メールに頼らざるを得なかった聴覚や発話に困難のある方の利便性を向上することができます。なお、利用者の費用負担はありません。（インターネット通信料を除く）</p> <p>【「手話リンク」を利用した電話対応のながれ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①聴覚や発話に困難のある方が市ホームページから「手話リンク」で問い合わせ（ビデオ通話で手話通訳オペレータに用件を伝える） ②手話通訳オペレータが市役所の代表電話に口頭で用件を伝える（必要に応じて担当部署へ取り次がれる） ③市役所（担当部署等）は、手話通訳オペレータの問い合わせ等に対して口頭で説明・回答 ④手話通訳オペレータがその内容を手話で利用者（聴覚障がい者）に伝達
対象（参加者）	聴覚や発話に困難のある人
定員	—
参加費	—
申込先・方法	—
目的・背景 その他	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する加古川市職員対応要領」や「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」により、障がい者に対する合理的配慮の提供を推進するため。
市ホームページ	掲載予定
広報かこがわ	掲載予定

